



建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成2年7月20日

受管第259号
平成2年7月20日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

建設省から生ずる廃棄物

記した「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」（建設省事務次官通達、昭和60年7月23日付）等により、適正に処理するよう関係機関へ指導方通知しているところではありますが、このたび、建設省建設経済局建設業課長から別添写しのとおり「建設廃棄物処理ガイドライン」の周知方依頼がありました。

なお、同ガイドラインには、建設工事等における関係者の責務と役割が明示されておりますので、事業の執行にあたっては十分留意をしてください。